

資金が必要なときはまずは互助組合にご相談ください!



便利でお得な! 互助組合の

貸付事業

互助組合の貸付の3つの特徴!

1 手続きが簡単! 送金が早い!

互助組合の定める**様式**と、種別毎に必要な**添付書類**の提出で手続きは完了します。
貸付金は申込み受付後**10日以内に送金**します。**(最短2日!)***1

2 返済は給与・ボーナスからの控除で便利!

返済金は**給与・ボーナスから控除**するため、直接支払いや口座への入金が必要ありません。また、退職時に返済の残額がある場合は、**退職手当から控除**します

3 お得な低金利!

互助組合の貸付け年利率は、**国が定める基準以下**に設定しているため他の金融機関と比べて**低金利**です。金利が低いので、**返済総額を抑えることができます**。*2

2023(令和5)年1月から*3
すべての貸付種別
年**0.9%**

200万円を5年間で返済する場合
▼年**3.0%**だと
返済総額 約2,172,000円
▼年**0.9%**だと
返済総額 約2,061,000円
111,000円お得です!

*1 特別な事情がある場合を除き、毎月給与支給日以降の送金はいりません。(給与支給日の2業務日前以降に受け付けた分は、翌月初日に送金します。)

*2 例示している返済総額は年利率に貸付保証保険料率(年0.30%)を加えて算出したものです。実際の金額は貸付年利率・貸付保証保険料率の改定により変動します。

*3 令和4年12月までは現在の年利率[1.0%]の適用です。また、貸付の際は年利率に加えて保険料をご負担いただきます。保険料率は毎年改定します。【令和4年7月1日～住宅資金 年0.79%、その他の資金 年0.37%】

その他、貸付制度について詳しくはホームページでご確認いただくか、お電話等でお気軽にお問い合わせください。

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合

☎099-225-4555 <https://kyogo.or.jp/>

鹿児島県教職員互助組合

検索



互助組合の貸付けは、組合員となった日の6か月後から、退職予定日の2か月前までご利用いただけます。

申込みから送金について

■ 申込みに必要な書類

- ① 「資金借用申込書」(貸様式第1号)
- ② 「資金借用証書」(貸様式第2号)
- ③ 「借入状況等申告書兼貸付条件等に関する同意書」(事様式第14号)
- ④ 受取金融機関の通帳の写し
- ⑤ 添付書類 ※生活資金以外

■ 必要書類がそろったら、互助組合宛てに送付または直接窓口までお持ちください。

■ 受付後、不備がなければ**10日以内**で指定された口座へ送金します。正確な送金日はお問い合わせください。お急ぎの場合はご要望にそえるよう可能な限り対応しますので**ご相談ください**。

返済について

■ 返済方法は、①**毎月償還** ②**ボーナス併用償還** のいずれかの方法で、**貸付送金日の属する月の翌月から毎月、元利均等額**で返済となります。ただし、最終回は償還額が異なります。

■ 返済回数は、種別ごとに規定された償還回数以内で希望により設定いただけます。

■ 返済の途中で希望により全額または一部を**繰り上げて償還**いただくことも可能です。

■ 無給休職や育児休業等の期間中は、**申請により償還を猶予**することができます。



ホームページで返済額のシミュレーションをご利用いただけます 

<https://kyogo.or.jp/genshoku/simulation/>



貸付一覧

[2022(令和4)年7月1日現在]

貸付種別	貸付限度額	償還回数	利率	貸付保証保険料率
生活資金	200万円	72回以内	年 1.0%	年 0.37%
自動車資金	300万円	72回以内		
教育資金	300万円	120回以内		
結婚資金	300万円	120回以内		
医療資金	50万円	36回以内		
高額医療資金	200万円	120回以内		
住宅資金	500万円 (下限50万円)	360回以内	年 0.79%	

■ 同一種別の貸付について、償還回数が**24回以上**経過していれば**借替(相殺貸付け)**を受けることができます。また、**貸付限度額内**であれば**複数口**貸付けを受けることもできます。

■ 貸付種別ごとの**要件**や申込みに必要な**添付書類**についてはホームページでご確認ください。

↓
2023(令和5)年1月から
すべての貸付種別
年**0.9%**

1月から
返済額が
下がります!

